

○沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号）【抜粋】

第2章 指定希少野生動植物種の指定

- 第8条 知事は、希少野生動植物の種（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第4条第3項に規定する国内希少野生動植物種及び同法第5条第1項に規定する緊急指定種を除く。）のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを、指定希少野生動植物種として指定することができる。
- 2 知事は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
 - 3 知事は、指定をしようとするときは、あらかじめ、その旨及び規則で定める事項を県公報で公告し、公告した日から起算して14日を経過する日までの間、指定に係る指定希少野生動植物種の案（次項及び第5項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しなければならない。
 - 4 前項の規定による公告があったときは、利害関係人は同項に規定する期間が経過する日までの間に、知事に指定案についての意見書を提出することができる。
 - 5 知事は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聞く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
 - 6 知事は、指定をするときは、その旨及びその指定希少野生動植物種を県公報で告示しなければならない。
 - 7 指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
 - 8 知事は、指定希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなったと認めるとき又は指定を継続することが適当ないと認めるときは、指定を解除しなければならない。
 - 9 第2項、第6項及び第7項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第7項中「前項」とあるのは、「第9項において準用する前項」と読み替えるものとする。

第3章 個体等の取扱いに関する規制

第1節 個体等の所有者等の義務等

（個体等の所有者等の義務）

- 第9条 指定希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下この章において「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、指定希少野生動植物を保護することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うよう努めなければならない。

第2節 個体の捕獲等の禁止

(個体の捕獲等の禁止)

第11条 指定希少野生動植物種の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 次条第1項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- (2) 人の生命又は身体の保護その他の規則で定めるやむを得ない事由がある場合

2 前項の規定に違反して捕獲等をした指定希少野生動植物種の個体は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。その個体の器官又はその個体若しくはその器官の加工品についても、同様とする。

(捕獲等の許可)

第12条 学術研究又は繁殖の目的その他規則で定める目的で指定希少野生動植物種の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に許可の申請をしなければならない。
- 3 知事は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第1項の許可をしてはならない。
 - (1) 捕獲等の目的が第1項に規定する目的に適合しないこと。
 - (2) 捕獲等によって指定希少野生動植物の保護に支障を及ぼすおそれがあること。
 - (3) 捕獲等をする者が適當な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。
- 4 知事は、第1項の許可をする場合において、指定希少野生動植物の保護のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。
- 5 知事は、第1項の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。
- 6 第1項の許可を受けた者のうち法人であるものは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。
- 7 第1項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第5項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。
- 8 第1項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第5項の許可証又は第6項の従事者証を携帯しなけれ

ばならない。

- 9 第1項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の規則で定める方法により適切に取り扱わなければならぬ。

○沖縄県希少野生動植物保護基本方針（令和2年3月30日策定）【抜粋】

第2 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

希少野生動植物の種のうち特にその個体の保護の必要があると認めるものを適切に指定希少野生動植物種に選定する必要がある。

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の各事項に照らして行う。

1 選定の要件

指定希少野生動植物種については、本県における生息・生育状況が人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、社会的な影響や施策効果も考慮して、次のいずれかに該当するものを選定する。

- (1) その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- (2) 県内の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- (3) 生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- (4) 生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

2 選定の留意事項

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 外来種は選定しないこと。
- (2) 従来から本県にごくまれにしか渡来又は回遊しない種は、選定しないこと。
- (3) 個体としての識別が容易な大きさ及び形態を有する種を選定すること。
- (4) わが国における主要な生息地等が県内に存在し、本県におけるその種の絶滅又は衰退がわが国におけるその種の絶滅又は衰退となる種等、本県の自然環境の特性を象徴するような種を優先的に選定すること。
- (5) 本県の地理的事情や社会的事情に鑑み、非飛翔性陸上生物等であつて、特に島嶼において地域絶滅又は地域で衰退している傾向のある種を選定すること。
- (6) 他法令により個体の保護がなされている種は、沖縄県希少野生動植物保護条例（令和元年沖縄県条例第46号。以下「条例」という。）により保護対策が効果的に

実施できるものを選定するようすること。

3 指定希少野生動植物種の指定の解除

指定希少野生動植物種に指定された種について、個体数の回復等により、1に掲げる事項に該当しなくなったと認められるものは、指定希少野生動植物種の指定を解除する。

その指定解除についての検討は、絶滅のおそれがなくなった状態が一定期間継続している種について行い、解除による当該種への影響、特に解除による個体数減少の可能性について十分な検証に努める。また、解除後は、生物学的知見に基づき再び絶滅のおそれが生じたと判断される場合には、指定希少野生動植物種に選定することを検討する。

4 指定希少野生動植物種の選定に係る学識経験者の知見の活用

指定希少野生動植物種の選定に当たっては、その種の生態的特性などに関し専門の学識経験を有する者の意見を聴く。

なお、これら学識経験者から、指定希少野生動植物種の選定に当たって当該種に関する個体数回復の目標や必要な保護施策についての意見があった場合には、当該意見を踏まえた対応について、種の選定と併せて検討する。